

1. この申請書の事由が消滅した場合は本来の就学すべき学校へ転学させます。
2. 変更期間終了後は本来の就学すべき学校へ転学させます。
3. 通学途中の事故等については、保護者が責任を負います。
4. 登校時間等を厳守し、学校の学則等を遵守します。
5. 申請書の内容に虚偽があった場合は本来の就学すべき学校へ転学させます。